

住まいや建物の地震対策

平成7年の「阪神・淡路大震災」以降、「新潟県中越地震」、「福岡県西方沖地震」など日本各地で大型地震が多発しており、多くの方々が建物の倒壊により亡くなられました。長崎県においても、県内あらゆる地域における地震発生を想定し、建物倒壊による犠牲者を出来るだけ少なくする必要があります。県では、建築物の耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を助成しています。ぜひご利用ください。

**まず耐震診断を受けてみましょう。
昭和56年5月以前の木造住宅が対象です。**

まず専門家による耐震診断を受けて、どの部分が地震に弱いのかを知っておくことが大切です。診断の結果、「危険」と判定されたら、次に改修計画を立て、耐震改修工事で安心できる住まいづくりをしましょう。リフォームなどの機会と一緒にいうと工事費も安くなります。

耐震診断

住宅に必要とされる能力をもとに、あなたの住んでいる住宅が保有している耐力を診断・測定し、その比較を行います。

危険と診断されたら

耐震改修工事

壁や基礎の改修、古い部材の取り替えや屋根の軽量化など、住宅の耐震強度を高める工事です。



みなさんの家は
だいじょうぶ？

